

令和 6 年 8 月

お客様各位

新井信用金庫

定期性預金規程改定のお知らせ

平素より新井信用金庫をご利用いただき厚く御礼申し上げます。

当金庫は、利息計算方法の見直しにより、以下の通り定期性預金規程を改定いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 改定する規程

- ・ 期日指定定期預金規程
- ・ 自動継続期日指定定期預金規程
- ・ 自由金利型定期預金規程（M型）
- ・ 自動継続自由金利型定期預金規程（M型）
- ・ 変動金利定期預金規程
- ・ 自動継続変動金利定期預金規程

2. 改定日

令和 6 年 9 月 2 日

3. 改定内容

旧	新
期日指定定期預金規定 2.（利息） (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 自動継続期日指定定期預金規定 3.（利息） (5)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金	期日指定定期預金規定 2.（利息） (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 自動継続期日指定定期預金規定 3.（利息） (5)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規

旧	新
共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 自由金利型定期預金（M型）規定 2.（利息） 単利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 複利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。	定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 自由金利型定期預金（M型）規定 2.（利息） 単利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 複利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

旧	新
自動継続自由金利型定期預金規定（M型） 2.（利息） 単利型 (4)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 複利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 変動金利定期預金規定 3.（利息） 単利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から	自動継続自由金利型定期預金規定（M型） 2.（利息） 単利型 (4)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 複利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。 変動金利定期預金規定 3.（利息） 単利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。 ①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から

旧	新
解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。	解約日の前日までの日数および解約日における普通貯金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
複利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。	複利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
自動継続変動金利定期預金規定 3.（利息） 単利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、	自動継続変動金利定期預金規定 3.（利息） 単利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利

旧	新
その利息は次のとおり支払います。 ①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。	息は次のとおり支払います。 ①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 ②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。
複利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>また、計算した結果が解約日における普通預金の利率を下回る場合は解約日における普通預金の利率とします。</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。	複利型 (3)この預金を定期性預金、積金共通規定第3条第1項の規定により満期日前に解約する場合、および定期性預金、積金共通規定第3条第3項または第4項の規定により解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。<u>削除</u>）によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。